

# 明治前期の古墳保存行政と仁徳天皇陵古墳修復の経過

メモ)鉄本

2022.09.12

明治期の古墳保護行政の動きと仁徳天皇陵古墳の修復経過をまとめました。

## 1. 墳丘及び周辺の整備と修復

西暦	元号	墳丘・濠の整備 植栽	付帯設備・道路の整備
	江戸期	奉行所が直轄管理し、与力3名を作事係として置き、その下に同心4名を山方役として置く。交代で勤番し下草刈りや枯木の処分を監督。他に3・4名の番人がおり、第1堤の上に小屋を設け、そこに日夜常駐し域内を警戒。 枯木や倒木は4・5年又は7・8年に1回公売	
1853年	嘉永6年	勤番所は東側の中腹に、6畳敷が3間、4畳半敷が1間、3畳敷が1間の合計5部屋であった。毎年、与力は5日間、同心は7日間の休暇を得て、家族や親戚を誘って、墳頂に仮小屋を設けて、盛んに酒宴を行った。大坂城代の交代に伴う参拜時にも同様の宴会が行われた。 不都合な行為ということで、嘉永6年(1853)に堺奉行川村対馬守によって御陵内の家屋を撤去。家屋の一部を後円部北側に移設。 庶民の乱入を禁止し、同時に、蕨取り採取、大坂城代への蕨献納の恒例も廃止。	
1868年	明治初年	民有地であった周辺の12ヶ所の塚を陪塚に編入	江戸期にはなかった木柵、御神門を新設 【写真1参照】
1877年	明治10年	桐の植栽地と東半分に、杉、松、檜を試植 他の部分はスゲ・竹が繁殖	
1887年 ～ 1890年	明治20年 ～ 明治23年	苦竹(真竹や雌竹のこと)を5回に分けて伐採し、約34, 500坪に松、杉、檜、榎等の苗木を約192, 600本を植付	
1888年	明治21年		・拝所の木柵を石柵・鉄扉に改造 ・拝所への道を改修
1889年	明治22年4月	民有地であった東側第2濠を買上げて修築	
1892年 ～ 1894年	明治25年 ～ 明治27年	3年間継続して浚渫	
1894年	明治27年		西側の第2濠中心に水量標を設置し水量を監視
1895年	明治28年	・松、檜、杉を15, 000本を植栽 ・樟の苗500本を植栽	
		以後、毎年夏冬に下草刈り	
1896年	明治29年	・村有であった南方、東方の貯水池・民有地を買上げ ・第2堤の修復を開始 ・道路の付替え ・第3堤の修築・排水溝の新設 下枝刈り 以後、毎年疎伐、剪枝	
1901年	明治34年	・第3濠を改修	・第2濠の東西両側面に石垣を設置 ・崩壊した水路の石管を厚焼土管に交換 【写真2参照】
1902年	明治35年	改修はほぼ完了	
	明治35年頃より	檜、杉に害虫が発生し全陵の蔓延 年々、数百本の枯木・損木が生じるも有効な対策を見出せず	

		濠に菱が繁殖し、渇水時には枯れた蔓・葉が悪臭を放つ	
1903年	明治36年		・拝所の観音開き状の木柵を石柵の一字形に改造 ・敷き砂の場所を広げる
1924年	大正13年		皇太子(後の昭和天皇)ご成婚記念事業として府下の御陵墓道を整備(現在の御陵通り)



写真1: 拝所明治12年撮影 「お札と切手の博物館」所蔵



写真2: 明治30年代撮影 堺市立図書館所蔵

## 2. 御陵を取り巻く周辺住民の活動

- (1) 毎年1月1日 濠の水を利用している村民は1月1日の未明に参拝  
早魃の年は、種々の供物を用意し、僧を招き読経し雨乞い
- (2) 民間の植林による収益 江戸末期(文政・天保頃)  
堺の商店「鉛屋」が奉行所に申請して、御陵の背後一部(後円部?)を開墾して桐の苗を植栽・伐採して売却。その一部収益金を奉行所に上納。  
明治27年に上記のひこばえを公売。
- (3) 濠の浚渫など保全費用負担
  - ① 濠や樋の保全費用: 御陵材木の無償払下げで費用を捻出
  - ② 濠の浚渫費用: 濠の水を利用する村民が費用負担
- (4) 参拝の状況
  - ① 明治21年頃 高津神社(大阪市)の神職・講中が毎年春秋1回ずつ、祭器や供物を持参し、拝所前にて私祭を実施
  - ② 明治27年の日清戦争、明治37年の日露戦争以降、軍人や学校の生徒の参拝が増加

## 3. 明治前期における古墳保存行政

- (1) 行政形成プロセス
  - ① 形成期(1868年～1894年): 歴代天皇の未定13陵の確定
  - ② 確定期(1895年～1904年): 陵墓以外の未選別古墳の保存
  - ③ 成立期(1905年～1919年): 史蹟、名勝、天然記念物の保存
- (2) 古墳保存関連法令と措置の経過
  - ① 明治前期の陵墓の考証・治定は江戸時代のものと変わらず。
  - ② 陵墓の決定は勘註(かんちゅう: 現地調査報告書の意味)によって行う。
  - ③ 考証家同士の対立により治定とその否定の繰返し(教部省の正田派と宮内省の谷森派の対立)
  - ④ 考証の方法は、記紀、延喜式、古記録、現地の地名・地形等の突合を行い所在地を推定

明治元年(1868): 神祇官内に諸陵寮を設置し、京都の考証学者谷森善臣と宇都宮藩家老戸田忠至が山陵奉行として活動(諸陵寮は明治4年に廃止)

明治4年(1871): 太政官布告 古器旧物保存方  
⇒各府県から報告書

明治5年(1872): 教部省による所在地調査(后妃陵、皇族墓)

明治7年(1874): 太政官達第59号 古墳発見ノ節届出方 (最初の陵墓治定)  
・鹿児島県「日向三代」神代御陵(神武天皇の曾祖父、祖父、父の陵)  
・全国各地の古墳の現状保存と情報収集  
・天皇陵以外44ヶ所の陵墓の治定

明治8年(1875) 175ヶ所の治定 教部省諸陵掛による治定の加速

明治9年(1876) 太政官布告第56号 遺失物取扱規則 発掘品の取扱(個人所有含む)

明治10年(1877) 太政官布達甲20号 埋蔵物掘り得る者処分の儀  
← 堺県令からの伺い  
明治11年(1878)「石棺露出ノ儀ニ付伺」  
官有地だけでなく私有地の場合についても伺い  
教部省廃止により内務省社寺局が引き継ぎ、  
その翌年以降は宮内省が担当

#### 4. 明治5年の仁徳陵石棺等発見の経緯

(1) 主な関係者	池田昇	第1発見者 発見当時は陵長(後に、陵墓掌)
	柏木政矩(まさのり)	石棺・石槨図作成 元江戸幕府の小普請方大工棟梁
	古川躬行(みゆき)	国学者 菅原神社の祠官
	落合直澄	八王子郷土資料館蔵「明治五年発見石室図」の旧所有者 伊勢神宮禰宜 神祇官宣教権少博士
	税所篤	堺県令 石棺発見に至る清掃作業届出の責任者

#### (2) 経過

明治5年9月7日	石槨・石棺を発見
同年 9月13日	教部省に対して伺い「仁徳陵守護方法の伺」
同年 9月19日	柏木政矩が石槨の中で絵図を描く
同年 10月11日	教部省官員の検分 (古川躬行の記述) 古川躬行「大仙陵前峯発掘物考証写」
明治6年5月28日	掃除の打切り 仮小屋を撤去
明治8年4月15日	落合直澄が来堺し絵画を模写 (模写した人物は鷲雪)

#### 【参考文献】

- ・堺市史第3巻 本編第三
- ・「御陵沿革取調書」 明治40年10月
- ・「百舌鳥古墳群の陵墓古写真集」 堺市博物館 2009
- ・「堺市博物館研究報告 第32号」論考 白神典之 2013
- ・第2回「百舌鳥古墳群講演会」からの論考 樋口吉文論文 2011
- ・「世界遺産と天皇陵古墳を問う」 今尾文昭・高木博志編 思文閣出版 2017